

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	芦別市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなり、本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施対象者の把握・予防接種の実施に関する事務・予防接種に係る実費徴収に関する事務・予防接種による健康被害救済に関する事務・予防接種実施者の管理に関する事務・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務・その他の予防接種に必要な事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第9条(利用範囲)別表第一項番10、93の2 <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第10条 <p>③芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none">・第4条(個人番号の利用範囲)別表第2項番6
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番17】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項【項番18】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番19】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番115の2】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第13条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芦別市市民福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	I-3 法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第一項番10</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第一項番10</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p> <p>③芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条(個人番号の利用範囲)別表第2項番6</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番17】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項【項番18】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番19】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第13条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番17】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項【項番18】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番19】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第13条</p>	事後	
平成28年5月1日	I-5-② 所属長	健康推進課長 本間 広子	健康推進課長 名取 美智代	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	健康推進課長 名取 美智代	健康推進課長	事後	様式変更による
令和1年6月28日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年6月30日	II しきい値判断 1.対象人数	平成27年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による
令和2年6月30日	II しきい値判断 1.取扱者数	平成27年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I-1-② 事務の概要	<p>本事務は、予防接種(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなり、本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種に係る実費徴収に関する事務 ・予防接種による健康被害救済に関する事務 ・予防接種実施者の管理に関する事務 ・その他の予防接種に必要な事務 	<p>本事務は、予防接種(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなり、本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種に係る実費徴収に関する事務 ・予防接種による健康被害救済に関する事務 ・予防接種実施者の管理に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・その他の予防接種に必要な事務 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I-3 法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第一項番10</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p> <p>③芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条(個人番号の利用範囲)別表第2項番6</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第一項番10、93の2</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p> <p>③芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条(個人番号の利用範囲)別表第2項番6</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番17】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項【項番18】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番19】 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第13条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番16の2】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番17】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項【項番18】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番19】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項【項番115の2】 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第13条</p>	事前	
令和3年2月26日	I-7 請求先	芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-22-2111	芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365	事前	
令和3年2月26日	I-8 連絡先	芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-22-2111	芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365	事前	
令和3年2月26日	II しきい値判断 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年2月26日	II しきい値判断 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	

